

○住宅宿泊事業法施行細則

平成30年6月15日

島根県規則第69号

住宅宿泊事業法施行細則をここに公布する。

住宅宿泊事業法施行細則

(趣旨)

第1条 この規則は、住宅宿泊事業法（平成29年法律第65号。以下「法」という。）及び島根県住宅宿泊事業の適正な実施の確保に関する条例（平成30年島根県条例第29号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(標識の交付)

第2条 保健所長は、法第3条第1項の届出を受理したときは、法第13条に規定する標識を住宅宿泊事業者に交付するものとする。

2 前項の標識の交付を受けた住宅宿泊事業者は、その内容に変更があったとき、又は当該標識を滅失し、破損し、若しくは喪失したときは、様式第1号により標識の再交付を申請しなければならない。

(住宅宿泊事業の実施に係る申請)

第3条 条例第2条第3項の規定による申請は、様式第2号により行うものとする。

(実施等の通知)

第4条 保健所長は、条例第2条第3項の規定により住宅宿泊事業の実施を制限する必要があると認めるときは様式第3号により、同条第1項又は第3項の規定により同条第1項の表の期間の全部又は一部について制限する必要があると認めるときは様式第4号により、申請者に通知するものとする。

(市町村長の意見)

第5条 条例第2条第4項の意見を求められた市町村長は、様式第5号により保健所長に回答するものとする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

様式第 1 号（第 2 条関係）

年 月 日

保健所長 様

申請者 住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）  
氏名（法人にあつては、その名称及び代表者の氏名）

住宅宿泊事業標識再交付申請書

住宅宿泊事業法施行細則第 2 条第 2 項の規定により、標識の再交付を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

|   |                  |                |
|---|------------------|----------------|
| 1 | 届出番号             |                |
| 2 | 届出住宅の所在地         |                |
| 3 | 再交付申請の理由         | 内容の変更・滅失・破損・喪失 |
| 4 | 参考事項<br>(緊急連絡先等) |                |

- (注) 1 3については、該当するものを○で囲むこと。  
2 標識の内容の変更又は破損の場合は、交付済の標識を添付すること。

年 月 日

保健所長 様

申請者 住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）  
氏名（法人にあつては、その名称及び代表者の氏名）

住宅宿泊事業実施申請書

島根県住宅宿泊事業の適正な実施の確保に関する条例第2条第3項の規定により、住宅宿泊事業の実施制限期間中の営業について、下記のとおり申請します。

記

|                           |     |
|---------------------------|-----|
| 届出番号（届出済の場合のみ記載）          |     |
| 届出住宅の所在地                  |     |
| 制限期間中における営業希望期間           |     |
| 届出住宅の周囲100メートル以内に存する学校等施設 |     |
| 施設名                       | 所在地 |
|                           |     |
|                           |     |
|                           |     |
|                           |     |
| 生活環境の悪化を防止するために講ずる措置      |     |
|                           |     |

添付書類

- 1 届出住宅の周囲100メートル以内の見取図
- 2 生活環境の悪化を防止するために講ずる措置の根拠資料

様式第3号（第4条関係）

第 号  
年 月 日

様

保健所長 印

住宅宿泊事業実施通知書

年 月 日付けで申請のあった届出住宅について、島根県住宅宿泊事業の適正な実施の確保に関する条例第2条第1項に規定する期間のうち下記4の期間については、同条第3項の規定により住宅宿泊事業の実施を制限する必要がないと認めるので、下記のとおり通知します。

記

- 1 住宅宿泊事業届出者の氏名又は名称
- 2 届出番号（届出済の場合のみ記載）
- 3 届出住宅の所在地
- 4 住宅宿泊事業の実施を制限する必要がないと認める期間
- 5 留意事項

申請した内容に変更が生じた場合は、遅滞なく保健所に報告しなければならない。

様式第 4 号（第 4 条関係）

第 号  
年 月 日

様

保健所長 印

住宅宿泊事業実施制限通知書

年 月 日付けで申請のあった届出住宅について、島根県住宅宿泊事業の適正な実施の確保に関する条例第 2 条第 1 項又は第 3 項の規定により、下記 4 の期間は住宅宿泊事業の実施を制限する必要があると認めるので、下記のとおりに通知します。

記

- 1 住宅宿泊事業届出者の氏名又は名称
- 2 届出番号（届出済の場合のみ記載）
- 3 届出住宅の所在地
- 4 住宅宿泊事業の実施を制限する必要があると認める期間
- 5 上記 4 の理由

（教示）

この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に、島根県知事に審査請求をすることができます（処分があった日の翌日から起算して 1 年を経過した場合を除きます。）。

また、この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に島根県を被告として（島根県知事が被告の代表となります。）提起することができます（処分があった日の翌日から起算して 1 年を経過した場合を除きます。）。

なお、前記の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に係る裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に提起することができます（裁決があった日の翌日から起算して 1 年を経過した場合を除きます。）。

様式第5号（第5条関係）

年 月 日

保健所長 様

市町村長

住宅宿泊事業意見書

年 月 日付け 第 号で照会のあったこのことについて、下記のとおり回答します。

記

1 住宅宿泊事業届出者の氏名又は名称

2 届出番号（届出済の場合のみ記載）

3 届出住宅の所在地

4 住宅宿泊事業の実施の制限について

必要がある ・ 必要がない

5 住宅宿泊事業の実施を制限する必要があると認める期間（上記4で「必要がある」と回答した場合のみ記載）

営業希望期間の 全期間 ・ 一部の期間（ ）

6 上記4及び5の理由

7 担当部署・担当者名・連絡先

（注） 上記4及び5については、該当するものを○で囲むこと。